

厚生労働大臣が定める揭示事項等

・入院基本料に関する事項

(1) 一般病棟（C館6階・急性期一般入院料5）

1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。

(2) 療養病棟（B館3階・療養病棟入院基本料1）

1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。

(3) 回復期リハビリテーション北病棟（C館5階・回復期リハビリテーション病棟入院料1）

1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

病棟には専任の医師 1名・理学療法士 3名以上、作業療法士 2名以上、言語聴覚療法士 1名以上を配置しています。

(4) 回復期リハビリテーション南病棟（B館2階・回復期リハビリテーション病棟入院料3）

1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

病棟には専任の医師 1名・理学療法士 2名以上、作業療法士 1名以上を配置しています。

・入院食事療養に関する事項

当院では 入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

・保険外負担に関する事項

当院では 以下の項目について、作成枚数・使用料・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・診断書料 （1枚につき） 3、300円～22、000円
- ・意見書料 （1枚につき） 2、200円～5、500円
- ・証明書料 （1枚につき） 1、100円～5、500円

- ・予防接種代 （1回につき） 2、000円～37、950円
- ・理・美容代 （1回につき） 1、700円～8、500円
- ・付添寝具代 （1日につき） 175円～
- ・診察券再発行 （1回につき） 220円
- ・郵送代 （1回につき） 110円～
- ・死後処置料 22、000円

入院にあたり、特別室の利用を希望される方は別途室料（税込）が必要となります。

- ・C館601号 33、000円（1日につき）
（応接セット・バス・トイレ・電話）
- ・C館602号・603号 11、000円（1日につき）
（応接セット・バス・トイレ・電話）
- ・C館503号・505号・506号・507号 3、300円（1日につき）
（応接セット・電話）
- ・B館302号・307号・308号 4、400円（1日につき）
（応接セット・バス・トイレ・電話）
- ・B館303号・305号・306号・310号 4、400円（1日につき）
（応接セット・トイレ・電話）

※ 入室希望される方には施設内容、料金を説明し同意をいただいたうえで入室していただきます。

・選定療養費に関する事項

入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者を除きまして、別途料金が必要となります。

- ・1日につき 2,395円（通算対象入院料の基本点数の15%相当）

厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療について

- ・脳血管疾患等リハビリテーション（1単位20分） 3,675円
- ・運動器リハビリテーション（1単位20分） 2,775円
- ・呼吸器リハビリテーション（1単位20分） 2,625円

・DPC対象病院に関する事項

当院は入院療養費の算定にあたり、包括評価と出来高算定点数を組み合わせて計算する『DPC 対象病院』となっています。

医療機関係数 1,0954 機能評価係数 0,1549

・ 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

- ・ 機能強化加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 一般病棟入院基本料（10 対 1・急性期一般入院料 5）
- ・ 療養病棟入院基本料 1（20 対 1）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1（50 対 1 補助体制加算）
- ・ 急性期看護補助体制加算 25 対 1（補助者 5 割以上）・（夜間 100 対 1）
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 療養病棟療養環境加算 1
- ・ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ データ提出加算 2・4
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ 認知ケア加算 3
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1（13 対 1）
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 3（15 対 1）

【特掲診療料】

- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料（ハ）
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 2
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 別添 1 の「14 の 2」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注 13 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 検体検査管理加算（1）
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ エタノール局所注入（甲状腺に対するもの）
- ・ エタノール局所注入（副甲状腺に対するもの）
- ・ 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- ・ 導入期加算 1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・ 輸血管理料 2
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 看護職員処遇改善評価料(27)
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・ 入院ベースアップ評価料(40)

【食事】

- ・ 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

【その他】

- ・ 酸素の購入単価

令和 7 年 5 月 1 日 現在